

## 北太平洋漁業資源保存条約の発効について

### 1. 条約の発効について

北太平洋漁業資源保存条約は、寄託政府である韓国政府が4番目の受諾書等を受領した日から180日で発効することとなっている。

今般、韓国政府より、4番目となる中国の承認書を1月21日（水）に受領したこと、これにより同条約が7月19日（日）に発効することについて、通報があったところ。

本条約の事務局は、東京に設置することで合意されており、本条約発効後に開催される第1回委員会会合において、正式に承認される予定。

### 2. 条約の概要

正式名称：北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約

目的：北太平洋公海における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用の確保

発効日：平成27年7月19日

締約国：日本、カナダ、ロシア、中国（締結順）

（同条約作成の際には、上記の国に加え、韓国、アメリカ、台湾が参加）

対象魚種：クサカリツボダイ、サンマ、アカイカ等

事務局：東京（東京海洋大を予定）

### 3. 今後について

条約に基づき設立される北太平洋漁業委員会（NPFC\*）の会合において、国際的な保存管理措置の導入が議論される予定。

我が国は、同条約の効果的な実施のため、引き続き主導的な役割を果たしていく考え。

\*NPFC：North Pacific Fisheries Commission

# 北太平洋漁業資源保存条約について

## 1. 正式名称

北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約(2012年2月採択)

## 2. 目的

北太平洋公海における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用の確保。

## 3. 対象水域

概ね北緯20度以北の北太平洋の公海(下記参照)



## 4. 対象資源

クサカリツボダイ、サンマ、アカイカ等  
(マグロなど、他の条約の対象資源は対象外)

## 5. 主な内容

締約国を構成国とする北太平洋漁業委員会(NPFC)を設立。  
委員会において、漁獲可能量、漁獲努力量などの保存管理措置を採択・実施。

## 6. 発効

4カ国が締結して180日後に発効。(2015年7月19日)

※日本、米国、韓国、ロシア、カナダ、中国、台湾が条約作成交渉に参加

※これまでに日本が2013年7月16日に、カナダが2014年1月10日に、ロシアが2014年7月8日に、及び中国が2015年1月21日に受諾書等を寄託。

【参考】条約水域における各国の漁獲量(2008年～2010年の年平均)

(単位:トン)

	日本	韓国	ロシア	中国	台湾	米	加
クサカリツボダイ	7,672	1,489	0	0	0	0	0
サンマ	1,152	12,680	6,333	2,356	136,475	0	0
アカイカ	4,489	0	0	74,951	272	0	0
合計	13,313	14,169	6,333	77,307	136,747	0	0